



Landscape Planning of HOKUTO City

北杜市景観条例に基づく 建築物や工作物などの届出制度のあらまし

☆平成 23 年 10 月 1 日から届出制度が始まりました☆

☆平成 28 年 6 月 1 日から太陽光発電施設が届出対象に追加されました☆

☆令和 7 年 5 月 15 日から山岳高原景観形成地域の建築物の高さに関する規
に「ただし書き」が追加されました☆

北 杜 市



建築や開発事業等における届出

● 基本的な考え方

北杜市の美しく個性的な風景を今後も守り、北杜市らしい良好な風景づくりを進めていくためには、建築や開発等を行う際に一定のルールを設け、統一感があり、周辺の風景と調和したものにしていくことが必要です。

そのために、市域を大きく2つの景観形成地域に分け、地域ごとに特性に応じた建築や開発等を行う際に守るべき事項（行為の届出と景観形成基準の遵守）を定めました。

● 景観形成地域の区分

おおむね、3つの広域農道を境界として、市域を「山岳高原景観形成地域」と「田園集落景観形成地域」の2つに地域区分します。特に、「山岳高原景観形成地域」は景観形成上重要な地域として、より積極的に良好な景観形成を推進します。

山岳高原景観形成地域

おおむね3つの広域農道（沿道を含む）より外側、山側の地域

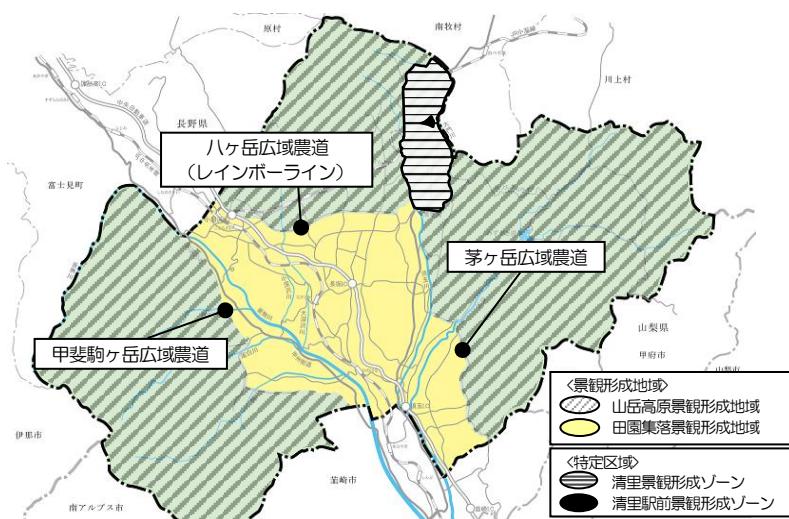
<特定区域>

清里景観形成ゾーン

清里駅前景観形成ゾーン

田園集落景観形成地域

おおむね3つの広域農道より内側、低地の地域



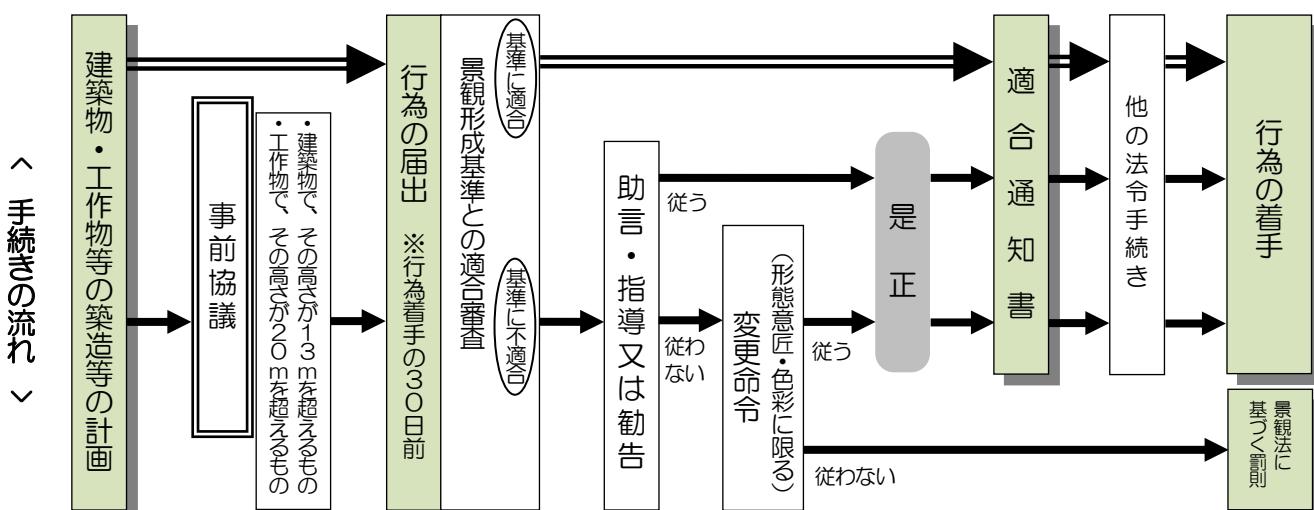
● 届出の手続きの流れ

市内において、建築物・工作物の築造、開発等を行う計画がある時は、事前に届出が必要です。

届出は、行為に着手する30日前までに行わなければなりません。なお、大規模な行為については届出前に事前協議が必要です。

市は提出された行為の内容を、景観形成基準と照合し、適合と判断した行為については、適合通知を交付します。

また、不適合と判断した行為については、助言・指導を行い、従わない場合は勧告を行います。



罰則について ①届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。 (景観法第103条第1項)
②変更命令に従わなかった場合。 (景観法第102条第1項)

●届出対象行為

届出を必要とする行為とは、次のものです。

行為の種類		山岳高原景観形成地域	田園集落景観形成地域	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	行為部分の床面積の合計が10m ² を超えるもの	高さ13m又は行為部分の床面積の合計が500m ² を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	変更部分の面積の合計が10m ² を超えるもの	高さ13m又は床面積の合計が500m ² を超えるもので、変更部分の面積の合計が10m ² を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類 高さ1.5mを超えるもの	高さ3mを超えるもの	
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類 高さ15mを超えるもの (特定区域については、高さ10mを超えるもの)	高さ15mを超えるもの	
	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類 事業用太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く。)	高さ5mを超えるもの	高さ13mを超えるもの	
		高さ5m又は建築面積10m ² を超えるもの	高さ13m又は建築面積500m ² を超えるもの	
		出力10キロワット以上のもの	出力10キロワット以上のもの	
土地の形質の変更		行為面積が300m ² を超えるもの 又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積が1,000m ² を超えるもの又は高さ3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の類の採取		行為面積が300m ² を超えるもの 又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積が1,000m ² を超えるもの又は高さ5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積		高さ1.5m又は面積100m ² を超えるもので、期間が90日を超えるもの	高さ5m又は面積1,000m ² を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
木竹の伐採		土地の用途変更を目的とした高さ10mを超えるもの又は伐採面積300m ² を超えるもの	土地の用途変更を目的とした伐採面積が300m ² を超えるもの	

●届出が不要な行為

上記に該当する行為でも、次のような場合は、届出の必要はありません。

- (1) 自然公園、河川区域又は国若しくは県指定の文化財等の指定地域（それぞれの法令に基づいた許認可又は届出が必要なもの）で行う行為
- (2) 非常災害のために必要な応急措置を行う行為
- (3) 建築物及び工作物のうち、仮設のもの又は外観の変更を伴わない改築
- (4) 木竹の伐採のうち、次に掲げる行為
 - ア 農業又は林業を営むために行う行為
 - イ 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行う行為
 - ウ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (5) 屋外における物品等の集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- (6) 土地の形質の変更であり、かつ、宅地の造成及び土地の開墾以外の行為で、農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- (7) 地盤面下又は水面下における行為
- (8) 法令又はこれに基づく处分による義務の履行として行う行為
- (9) 国及び地方公共団体が行う行為（届出対象行為にあっては、事前に通知が必要）

●景観形成基準

市内において届出対象行為をしようとする場合は、この基準を参考として、周囲の景観と調和するような配慮をお願いします。

(1) 山岳高原景観形成地域

届出対象行為の種類	配慮項目	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配置	<ol style="list-style-type: none"> 敷地の許す範囲内で、道路・隣地境界線からできるだけ後退し、沿道及び隣地相互に空間を確保する。 敷地内に大径木若しくは良好な樹林、樹木若しくは河川、水辺等がある場合又は山並みへの良好な眺望が得られる場合には、これらを生かせる配置とする。 建築物はできるだけ目立たないような位置に配置し、周辺の山々の眺望を阻害しないよう努める。 敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するものとする。ただし、清里駅前景観形成ゾーンは除く。 建築物の高さは13m以下とする。ただし、景観に及ぼす影響が極めて小さく、かつ、公益性等が大きい場合において市長がまちづくり審議会の意見を聴いた上でやむを得ないと認めるものは、この限りでない。 敷地は500m²以上を基本とし、やむを得ない場合はできる限り500m²に近い面積とする。ただし、清里駅前景観形成ゾーンは除く。
		<ol style="list-style-type: none"> 周辺及び背景となる景観との調和に努める。ただし、周辺の状況並びに市長及び地元住民による景観形成のための組織の意見等により、景観形成上支障がない場合については、この限りでない。 個々の建築物等の規模及び高さは極力抑え、周辺の樹林を超えないようにする。 周辺の山々の眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模及び建築物等と敷地とのバランスに配慮する。
		<ol style="list-style-type: none"> 周辺の山々の背景となる山並みのスカイライン、防風林等の樹林、周囲の建築物等の形態との調和に努める。特に、周囲にまとまりのある農地、歴史的なまちなみ、集落地その他の街路景観の整っている地域については、隣地及び周辺との連續性に十分配慮する。 屋根の形状は、原則として勾配屋根で適度な軒の出を有するものとし、勾配は、背景の山並み及び周辺の建築物等との調和に努める。 屋上の設備は、外部から見えにくいよう、壁面又はルーバーで覆う等の工夫をする。 屋外階段、ベランダ、配管類等の付帯設備を露出させないような工夫並びに建築物本体及び周辺景観との調和を図る。 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮する。 周辺の基調となる建築物、工作物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫をし、周辺との調和を図る。
		<ol style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林農地及び集落の景観に調和した色調とする。 <ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩は、原則として彩度は2以下とする。ただし赤系(R)、黄系(Y)又は橙系(YR)の色相で、明度が4以下のものについては、彩度を4以下とする。なお、清里駅前景観形成ゾーンについては、彩度、明度の基準は適用しないものとする。 使用する色数はできるだけ少なくなるよう努める。 照明を行う場合は、設置場所の周辺の環境に留意し、過度なものとならないよう留意する。 光源で動きのあるものは、原則として避ける。
		<ol style="list-style-type: none"> 外観及び外構には、自然景観及び周辺景観と違和感のあるような材料はできるだけ避け、地域特有の材料又は天然の材料をできる限り用いるものとする。 周辺景観と調和し、耐久性及び耐候性に優れた材料を使用する。 鏡面等の反射光の強い素材は、極力用いないように努める。
		<ol style="list-style-type: none"> 敷地境界には樹木等を活用し、フェンス、塀等による場合はできるだけ低くし、自然素材を用いる等周辺景観と調和するように配慮する。特に、現状において生垣が形成されている集落の沿道内では、やむを得ない場合を除き、生垣とする。 駐車場、駐輪場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。 既存の樹木は、可能な限り保存又は移植をし、修景に生かす。 使用する樹種は、周辺の樹林、緑地等又は道路等の公共空間と調和した地域の風土にあったものとするように努める。 できる限り敷地の30%以上の緑地面積を確保する。ただし、清里駅前景観形成ゾーンは除く。

	その他	神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボルその他の景観資源に近接する場合は、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮する。
	垣、柵、塀の類	<p>1 地域特性を勘案して周囲の景観に配慮する。</p> <p>2 生垣又は石材、木材等天然の材料ができるだけ用い、これにより難い場合は、これに準じたものとする。</p> <p>3 できるだけ低くし、形状、意匠及び色彩は、周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。</p>
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	<p>1 位置は山岳の景観に配慮し、高さは周囲の樹林を超えないようにする等規模をできるだけ小さくする。</p> <p>2 電線及びアンテナの類は、できる限り共架に努め、電柱及び鉄塔類の数をできるだけ少なくする。</p> <p>3 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。</p> <p>4 色彩については、周辺の景観に配慮した色調を用いる。</p> <p>5 鉄塔及びアンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくいよう植栽等により遮蔽し、目立たないようにする。</p> <p>6 鉄塔及びアンテナの類は、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5メートル以上後退するものとする。</p> <p>7 高さは、30m以下とする。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のため、自然環境に配慮しつつ樹木等との必要な離隔距離を確保しなければならないもの又は市長が景観形成のための組織の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものは、この限りでない。</p>
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	<p>山岳又は高原、樹林、農地、集落又は家並み等周辺及び背景となる景観を損なわないことを基本として、建築物に準じたものとする。</p> <p>1 位置は、道路及び隣地からできるだけ後退させる。</p> <p>2 高さは、周囲の樹林を超えないようにする等規模をできるだけ小さくする。</p> <p>3 形状及び意匠は、建築物に準じて周囲の景観と調和したものとなるよう工夫する。</p> <p>4 色彩、材料、敷地内の緑化等は、建築物に準じるものとする。</p>
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	
	事業用太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）	<p>1 太陽電池モジュール（太陽光パネル）の色彩は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。</p> <p>2 太陽電池モジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用する。</p> <p>3 太陽光発電施設等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように配慮すること。</p> <p>4 太陽電池モジュールの勾配は周囲の景観に調和するように配慮すること。</p> <p>5 太陽電池モジュールのフレームや架台の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮し、素材は低反射のものを使用する。</p> <p>6 パワーコンディショナー、分電盤、フェンスなどの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮すること。</p> <p>7 尾根線上、丘陵地又は高台などへの設置は避けること。ただし、設置する場合は、稜線を乱さないように土地の形状変更是最小限にとどめ、周囲への景観に違和感のないように配慮すること。</p> <p>8 歩行者及び周辺の景観への影響のあるものは、敷地境界及び道路境界からできる限り後退し、植栽などにより修景すること。</p> <p>9 主要な眺望点や主要な道路から見た場合に、茅ヶ岳・瑞牆山、ハケ岳、甲斐駒ヶ岳及び富士山などへの景観を阻害しないように配置の工夫や植栽などにより修景すること。</p>

土地の形質の変更	<p>1 土地の形質変更是、必要最小限に抑えるものとする。</p> <p>2 周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面等を生じないよう努める。</p> <p>3 法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木又は草花により緑化する。</p> <p>4 擁壁は、自然に調和した材料、形態及び意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。</p> <p>5 残地に現存する樹林、樹木、河川、水辺等は、極力保全し、活用するよう努める。</p> <p>6 形質の変更の終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。</p>
鉱物の掘採又は土石の類の採取	<p>1 掘採等は、必要最小限に抑えるものとする。</p> <p>2 掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置及び方法を工夫し、敷地の緑化に努める。</p> <p>3 掘採等の終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。</p>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<p>1 位置は、道路等その他公共の場からできるだけ離すとともに、規模を必要最小限に抑えるものとする。</p> <p>2 積み上げに当たっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。</p> <p>3 敷地の周辺は、植栽その他自然と調和した遮蔽措置を講ずるよう努める。</p>
木竹の伐採	<p>1 樹林の保全及び育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。</p> <p>2 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。</p> <p>3 道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残す。</p> <p>4 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。</p>



・清春上空からみた八ヶ岳南麓

(2) 田園集落景観形成地域

届出対象行為の種類	配慮項目	景観形成基準			
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配置	1 敷地の許す範囲内で、道路・隣地境界線からできるだけ後退し、沿道及び隣地相互に空間を確保する。 2 敷地内に大径木若しくは良好な樹林、樹木若しくは河川、水辺等がある場合又は山並みへの良好な眺望が得られる場合には、これらを生かせる配置とする。 3 建築物はできるだけ目立たないような位置に配置し、周辺の山々の眺望を阻害しないよう努める。			
		外観	規模	1 周辺及び背景となる景観との調和に努める。ただし、周辺の状況並びに市長及び地元住民による景観形成のための組織の意見等により、景観形成上支障がない場合については、この限りでない。 2 個々の建築物等の規模及び高さは、極力抑え、周辺の自然環境、田園景観等との調和に努める。 3 周辺の山々の眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模及び建築物等と敷地とのバランスに配慮する。	1 周辺及び背景となる景観との調和に努める。ただし、周辺の状況並びに市長及び地元住民による景観形成のための組織の意見等により、景観形成上支障がない場合については、この限りでない。 2 個々の建築物等の規模及び高さは、極力抑え、周辺の自然環境、田園景観等との調和に努める。 3 周辺の山々の眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模及び建築物等と敷地とのバランスに配慮する。
	形態意匠	1 自然と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 2 屋根の形状を勾配屋根とするなど、周囲の景観との調和に努める。 3 外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感及び乱雑な感じを与えない意匠とする。 4 屋外階段、ベランダ等は、建物本体と調和するよう配慮する。			
		1 外壁及び屋根は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林農地及び集落の景観に調和した色調とする。 • 基調となる色彩は、原則として彩度は2以下とする。ただし、赤系(R)、黄系(Y)又は橙系(YR)の色相で、明度が4以下のものについては、彩度を4以下とする。 2 使用する色数は、できるだけ少なくなるよう努める。 3 照明を行う場合は、設置場所の周辺の環境に留意し、過度なものとならないよう留意する。 4 光源で動きのあるものは、原則として避ける。	1 外壁及び屋根は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林農地及び集落の景観に調和した色調とする。 • 基調となる色彩は、原則として彩度は2以下とする。ただし、赤系(R)、黄系(Y)又は橙系(YR)の色相で、明度が4以下のものについては、彩度を4以下とする。 2 使用する色数は、できるだけ少くなるよう努める。 3 照明を行う場合は、設置場所の周辺の環境に留意し、過度なものとならないよう留意する。 4 光源で動きのあるものは、原則として避ける。	1 外壁及び屋根は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林農地及び集落の景観に調和した色調とする。 • 基調となる色彩は、原則として彩度は2以下とする。ただし、赤系(R)、黄系(Y)又は橙系(YR)の色相で、明度が4以下のものについては、彩度を4以下とする。 2 使用する色数は、できるだけ少くなるよう努める。 3 照明を行う場合は、設置場所の周辺の環境に留意し、過度なものとならないよう留意する。 4 光源で動きのあるものは、原則として避ける。	1 外壁及び屋根は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林農地及び集落の景観に調和した色調とする。 • 基調となる色彩は、原則として彩度は2以下とする。ただし、赤系(R)、黄系(Y)又は橙系(YR)の色相で、明度が4以下のものについては、彩度を4以下とする。 2 使用する色数は、できるだけ少くなるよう努める。 3 照明を行う場合は、設置場所の周辺の環境に留意し、過度なものとならないよう留意する。 4 光源で動きのあるものは、原則として避ける。
	色彩等	1 外観及び外構には、自然景観及び周辺景観と違和感のあるような材料をできるだけ避け、地域特有の材料又は天然の材料をできる限り用いるものとする。 2 周辺景観と調和し、耐久性及び耐候性に優れた材料を使用する。 3 鏡面等の反射光の強い素材は、極力用いないよう努める。			
		1 外観及び外構には、自然景観及び周辺景観と違和感のあるような材料をできるだけ避け、地域特有の材料又は天然の材料をできる限り用いるものとする。 2 周辺景観と調和し、耐久性及び耐候性に優れた材料を使用する。 3 鏡面等の反射光の強い素材は、極力用いないよう努める。			
	緑化	1 道路及び隣接地から後退してできる空間並びに敷地の周囲及び内部は、極力緑化に努める。 2 既存の樹木は、可能な限り保存又は移植をし、修景に生かす。 3 使用する樹種は、周辺の樹林、緑地等又は道路等の公共空間と調和した地域の風土に合ったものとするよう努める。 4 建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感等を和らげるよう、樹木の高さ及びその配置等に配慮する。 5 できる限り敷地の20%以上の緑地面積を確保する。			
	その他	神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボルその他の景観資源に近接する場合は、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮する。	神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボルその他の景観資源に近接する場合は、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮する。	神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボルその他の景観資源に近接する場合は、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮する。	神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボルその他の景観資源に近接する場合は、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮する。
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	垣、柵、塀の類	1 地域特性を勘案して周囲の景観に配慮する。 2 生垣又は石材、木材等天然の材料をできるだけ用い、これにより難い場合は、これに準じたものとする。 3 できるだけ低くし、形状、意匠及び色彩は、周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。			
		1 位置は山岳の景観に配慮し、高さは周囲の樹林を超えないようにする等規模をできるだけ小さくする。 2 電線及びアンテナの類は、できる限り共架に努め、電柱及び鉄塔類の数をできるだけ少なくする。 3 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 4 色彩については、周辺の景観に配慮した色調を用いる。 5 鉄塔及びアンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくいよう植栽等により遮蔽し、目立たないようにする。 6 鉄塔及びアンテナの類は、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5メートル以上後退するものとする。			

煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	<p>山岳又は高原、樹林、農地、集落又は家並み等周辺及び背景となる景観を損なわないことを基本として、建築物に準じたものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 位置は、道路及び隣地からできるだけ後退させる。 2 高さは、周囲の樹林を超えないようにする等規模をできるだけ小さくする。 3 形状及び意匠は、建築物に準じて周囲の景観と調和したものとなるよう工夫する。 4 色彩、材料、敷地内の緑化等は、建築物に準じるものとする。
遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	
事業用太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽電池モジュール（太陽光パネル）の色彩は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。 2 太陽電池モジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用する。 3 太陽光発電施設等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように配慮すること。 4 太陽電池モジュールの勾配は周囲の景観に調和するように配慮すること。 5 太陽電池モジュールのフレームや架台の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮し、素材は低反射のものを使用する。 6 パワーコンディショナー、分電盤、フェンスなどの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮すること。 7 尾根線上、丘陵地又は高台などへの設置は避けること。ただし、設置する場合は、稜線を乱さないように土地の形状変更は最小限にとどめ、周囲への景観に違和感のないように配慮すること。 8 歩行者及び周辺の景観への影響のあるものは、敷地境界及び道路境界からできる限り後退し、植栽などにより修景すること。 9 主要な眺望点や主要な道路から見た場合に、茅ヶ岳・瑞牆山、ハケ岳、甲斐駒ヶ岳及び富士山などへの景観を阻害しないように配置の工夫や植栽などにより修景すること。
土地の形質の変更	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の形質の変更は、必要最小限に抑えるものとする。 2 周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面等を生じないよう努める。 3 法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木又は草花により緑化する。 4 擁壁は、自然に調和した材料、形態及び意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5 残地に現存する樹林、樹木、河川、水辺等は、極力保全し、活用するよう努める。 6 形質の変更の終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	<ol style="list-style-type: none"> 1 掘採等は、必要最小限に抑えるものとする。 2 掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置及び方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3 掘採等の終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ol style="list-style-type: none"> 1 位置は、道路等その他公共の場からできるだけ離すとともに、規模を必要最小限に抑えるものとする。 2 積み上げに当たっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3 敷地の周辺は、植栽その他自然と調和した遮蔽措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	<ol style="list-style-type: none"> 1 樹林の保全及び育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2 既存の高木及び樹姿の優れた樹木は、できるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3 道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残す。 4 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。

●届出に必要な図面等

- ※ 届出書及び添付書類は、正副2部必要です。
- ※ 下記添付書類以外に、公図・登記簿謄本（登記官の証明があるもの）の添付が必要です（写し可）。
- ※ 代理人が手続きを行う場合は「委任状」が必要です。（参考様式有り）

届出対象行為	必要な添付書類（図書）	
	種類	明示すべき事項等
建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
	配置図	(1) 縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 (2) 敷地の境界及び建築物又は工作物の位置 (3) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (4) 道路境界線及び隣接境界線から建築物又は工作物までの距離 (5) 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (6) 擁壁、垣、柵、塀等の高さ、長さ及び色彩
	平面図・立面図	(1) 縮尺、寸法、材料の種別及び仕上げの方法 (2) 色彩(低彩度の色彩の色見本の添付又はマンセル記号による表示、色見本に近い色での着色) (3) 擁壁、垣、柵、塀等の高さ、長さ及び色彩
	現況写真	(1) 行為地及び周辺の状況を表すもの2、3箇所(道路面から全体が分かるもの) (2) 写真を撮った位置
	着色した完成予想図	完成後の色彩イメージが分かるもの
	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
土地の形質の変更	配置図	(1) 方位、当該行為地及び土地利用状況 (2) 隣接する道路の位置及び幅員
	計画図	方位、行為後の土地利用計画及び緑化計画
	断面図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	現況写真	(1) 行為地及び周辺の状況を表すもの2、3箇所(道路面から全体が分かるもの) (2) 写真を撮った位置
鉱物の掘採又は土石の類の採取	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
	配置図	(1) 方位、当該行為地及び土地利用状況 (2) 隣接する道路の位置及び幅員
	計画図	方位、行為後の土地利用計画、事後措置及び緑化計画
	断面図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	現況写真	(1) 行為地及び周辺の状況を表すもの2、3箇所(道路面から全体が分かるもの) (2) 写真を撮った位置
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
	配置図	(1) 縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 (2) 土石、廃棄物、再生資源その他の物品の集積 (3) 遮蔽の位置、種類、構造又は規模 (4) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (5) 隣接地との高低差 (6) 付近の土地利用の現況
	現況写真・撮影位置図	(1) 行為地及び周辺の状況を表すもの2、3箇所(道路面から全体が分かるもの) (2) 写真を撮った位置
	位置図	方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置
	配置図	(1) 縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 (2) 敷地の境界 (3) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (4) 既存の木竹の位置、種類、高さ及び数量 (5) 伐採する木竹の位置、種類、高さ及び数量
木竹の伐採	計画図	行為後の土地の利用計画並びに緑化及び植栽の方法
	現況写真	(1) 行為地及び周辺の状況を表すもの2、3箇所(道路面から全体が分かるもの) (2) 写真を撮った位置

■お問い合わせ

北杜市 建設部 まちづくり推進課 TEL 0551-42-1361 FAX 0551-42-2235

北杜市ホームページ <http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/>